

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和4年5月6日（金）

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、岩田委員、工藤委員、後藤委員、佐藤委員、高木委員、田中委員、箕浦委員、湯本委員

<事業者>

電源開発送変電ネットワーク(株)	東西連系増強建設所長	鈴木氏
同	東西連系増強建設所長代理	糸田氏
同	東西連系増強建設所送電グループリーダー	前田氏

電源開発(株)	立地・環境部	環境室長	高木氏
同		環境室マネージャー	横峯氏
同		環境室課長	鈴木氏
同		環境室	前田氏、新庄氏

J-POWERジェネレーションサービス(株)	技術・環境センター長代理	長江氏
同	技術・環境センター環境保全室長代理	齊藤氏
同	技術・環境センター環境保全室長代理	高木氏

<事務局>

中川大気水質保全課長、佐藤総括課長補佐、樋川課長補佐、渡邊主査、伊藤副主査、本田主任

次第

- 1 開会
- 2 議事
議題 「佐久間東西幹線他増強工事計画」に係る準備書について
- 3 その他
- 4 閉会

資料

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

- ・資料1 山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿
- ・資料2 事業概要と準備書手続について
- ・資料3 「佐久間東西幹線他増強工事計画」に係る準備書への知事意見（素案）
- ・事業者説明資料1 技術審議会説明資料（公開版）
- ・事業者説明資料2 意見整理表（公開部分）
- ・事業者説明資料3 技術審議会説明資料（非公開版）
- ・事業者説明資料4 意見整理表（非公開部分）

1 開会

(司会 佐藤総括課長補佐)

それでは、定刻を過ぎておりますので、ただいまから、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催させていただきたいと思えます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、また、連休中にもかかわらず、御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

私は本日の進行を務めさせていただきます山梨県大気水質保全課の総括課長補佐の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに大気水質保全課長の中川から御挨拶申し上げます。

(事務局 中川課長)

皆さん、こんにちは。私は環境・エネルギー部大気水質保全課の中川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様には本日はお忙しいところ、この山梨県環境影響評価等技術審議会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の議題となっておりますのは、佐久間東西幹線他増強工事計画の準備書でございます。

これにつきましては、3月1日に審議会を開催いたしまして、準備書の内容について、皆様に御審議をいただいたところでございます。

今回は、事業者から追加の説明を受けた後、これまでの審議会での御意見等を踏まえて、私どもで作成した知事意見の素案について御審議をお願いいたしたいと思えます。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議をいただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会 佐藤総括課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否についてご報告いたします。

15名の委員のうち、会場に4名、それからインターネット経由で6名の計10名の御出席をいただいておりますので、2分の1以上の出席が得られておりますので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告させていただきます。

ここで配布資料の確認をさせていただきたいと思えます。次第と席次

表、それから資料が1から3まで、それから事業者説明資料が1から4までとなっており、インターネット経由の先生方には事前に郵送をさせていただいておりますので、御確認をお願いいたします。もし、資料に不足等ある場合は事務局までお申し出をお願いいたします。よろしいでしょうか。

次に傍聴人の皆様をお願い申し上げます。傍聴人は受付時に配布しました傍聴券に記載の傍聴の心得を御覧いただきまして、心得に沿って傍聴の方をお願いいたします。なお、審議会の記録のため、審議の途中で写真を撮影することがございますので、その点ご了承をお願いいたします。

次に、今回の会議は、対面とインターネット経由による参加を併用して開催してございます。議事録作成のため会議内容につきましては、録音をさせていただきます。誠に恐縮でございますが、御発言の際は必ずマイクを使用していただきまして、なるべく大きな声をお願いいたします。また、御発言の都度、お名前をおっしゃっていただけますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、会場にいらっしゃる委員の皆様には、マスク着用のままでマイクでの御発言をお願いいたします。加えて、長時間の会議となることが予想されますので、端的な質疑応答の方をお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

本審議会の議長は、条例第47条第1項の2の規定に基づきまして、会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。

それでは坂本会長、よろしくをお願いいたします。

2 議事

議題 「佐久間東西幹線他増強工事計画」に係る準備書について (坂本会長)

皆さん、お集まりいただきありがとうございます。それでは議事を進行させていただきます。

案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いいたします。本審議会については、平成17年1月8日の技術審議会において

御議論いただきましたとおり、制度の趣旨である、『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に関わる部分を除いて、すべて公開とする、議事録については、発言者名を含む議事録を公開するというようお願いしております。

希少動植物保護の観点から、一部の審議については非公開で行います。非公開審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方は本会場から一旦退出いただきます。以上、御協力をお願いいたします。

それでは本日の案件に入りたいと思います。

本日の議題は、佐久間東西幹線他増強工事計画に係る準備書に関するもので、事業者から追加の説明をいただいた後、質疑応答、意見交換を行います。なお、希少動植物に関わる部分については、後程まとめて非公開で審議いたします。そこまでが事業者の説明となります。その後、知事意見素案の検討があります。事務局が取りまとめた知事意見素案について説明を受け、意見交換を行います。大体2時間、午後4時過ぎぐらいを予定しております。

それでは議題に入りたいと思います。まずは事務局から御説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

大気水質保全課の樋川です。資料に基づいて説明をさせていただきます。

資料2「事業概要と準備書手続について」という紙を御覧ください。今回準備書手続の対象となる事業は、「佐久間東西幹線他増強工事計画」です。

事業者は、電源開発送変電ネットワーク株式会社です。条例第二分類事業、送電線路の設置の工事に該当します。関係地域は南部町となります。

準備書手続は、環境アセスメントの検討結果と環境保全に関する考え方を取りまとめた書類、これが準備書となりますが、準備書を作成し、これを公開するとともに、対象地域における説明会を開催することなどにより、住民等や関係市町村長、知事などから意見を聞く手続きとなります。事業者は、これらの意見に配慮して事業計画及び環境保全措置に

ついて再検討を行うこととなります。

手続きの流れは、資料の図のとおりとなっております。今回の会議は、⑥知事意見の前の技術審議会となりますが、詳細は割愛させていただきます。

裏面をご覧ください。事業者による準備書の縦覧は昨年12月10日から1月11日まで実施されました。1月28日に事業者から、県民意見等の概要等が県に送付されましたが、県民等の意見はございませんでした。また、3月17日に南部町長より2件の意見が提出されております。技術審議会については、1月21日に現地調査及び会議を予定しておりましたが、感染症のまん延防止のため中止とさせていただきます、3月1日に1回目の技術審議会を開催し、本日が2回目の技術審議会となります。そして、事業者からの意見概要書を送付されてから120日目にあたる5月27日が知事意見の通知期限となります。

今後の進め方ですが、本日はこれから、前回の審議会で出された意見について、事業者からの追加の説明等がございますので、それについて御審議をいただきます。

その後、前回までの審議で出された意見や、南部町長の意見を集約し、資料3として、知事意見の素案を作成しましたので、この素案について審議をいただきます。

会議が終わりましたら、本日の審議会意見を踏まえ、知事意見案を作成し、庁内調整を実施した上で、期限までに事業者に、知事意見を通知いたします。以上で資料2の説明を終わります。

(坂本会長)

まずは、事業者からの説明ということで追加の説明について10分程度で簡潔にご説明をお願いいたします。では、事業者の方よろしく願います。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク(株) 鈴木氏)

電源開発送変電ネットワークの鈴木と申します。本日は前回の審議会でもいただきました御質問に対して、簡潔かつわかりやすく回答、御説明できればと思っておりますので、よろしく願います。それでは担当のものに代わって説明させていただきます。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

電源開発、環境室の鈴木と申します。私の方からご説明させていただきます。

資料共有させていただきます。事業者説明資料2「意見整理表」が配布されていまして、併せて御覧いただければと思います。

また、お時間の都合ですべて31項目を御説明するのは時間を要しますので、今回の審議会で御説明するとした項目に絞ってご説明させていただきたいと思います。

それではNo.5からです。こちらの「3月1日審議会後」のところでございます。こちらにつきましては、田中委員から貴重な御意見いただきまして、今後の参考にさせていただきますということで御回答させていただきました。

次に、No.6でございます。こちらにつきましては、環境DNAに関する評価でございます。取り組みにつきましては、ご評価いただきました。これについても、今後、活用して参りたいと考えております。

次にNo.8の項目であります。こちらは騒音の関係で、予測評価に係る各条件です。こちらをお示しするということでした。これは、資料を御用意しておりますので、後程、御説明させていただきます。

No.9です。植生につきましては、急傾斜地等における土砂流出に関する懸念に関しましての御意見でした。

これに関連してNo.10です。土砂流出対策をしっかりと行うことという御意見を賜りましたので、御意見のとおり、急斜面で改変するような場合につきましては、土砂流出防止対策をしっかりと施すことということで、今後、工事計画で整えていきたいと思っております。

それでは次No.11です。こちらにつきましても、環境DNAに関しましての取り組みについて御了解いただきましたが、定量的な評価という点でご意見賜りました。

こちらにつきましては、明確な個体数を算出することは難しいととらえております。このうち、3地点のQ1、Q2、Q3、こちらの調査地点を準備書でお示しておりますけれども、こちらでヒガシヒダサンショウウオの生息の可能性が高いということを調査結果で判明いたしましたので、改変域で工事中に発見された場合につきましては、県に御相談

して、御指導に従う、そういった対応をさせていただきたいと思えます。

また、アカイサンショウウオにつきましては、今回の調査では確認していませんが、同様に発見した場合には、対応させていただきたいと考えております。

また生態系につきましては、電力中央研究所の総合報告に基づきまして、定量評価を実施しております。

次にNo. 12番です。こちらにつきましては、希少植物のカナクギノキの関連で3点ほど御意見、御質問ございました。このうち1、2は審議会で御説明いたしましたのですが、3つ目の個体サイズに関しまして御説明できませんでしたので、後日回答させていただいた次第であります。改変域では12株確認していきまして、個体サイズとしましては、このうち4本が樹高2メートルから5メートル、残りが、萌芽、稚樹、実生であります。大きいサイズにつきましては、今後専門家の助言等を受けながら対応を検討していききたいと考えております。

では、飛ばしてNo. 15です。こちらは希少植物の移植の関係でございいます。移植につきましては、現在も検討中ではありますが、委細につきましては専門家の御助言等を賜りまして、委細を今後検討して参りたいと思っております。

では、次飛びましてNo. 21です。こちらにつきましてはクマタカの構造物に対する懸念と捉えたものでございいます。方法書の技術審議会、2019年10月11日に開催された審議会でございいます。こちらで御説明させていただきましたが、同様に要約して改めてお示しさせていただきますと、鳥類の衝突につきましては、いろいろこの時にも、事例等をお示しくださいますと我々の方でも確認させていただきました。今回の対象事業実施区域におきましては、水辺近くや渡りの回廊地域は、こちらの計画の範囲では該当していないということを確認しております。

また、今回の増強工事計画におきましては、電線が4導体、4本一組になったものでありますけれども、より視認性が向上すると考えておりまして、回避しやすくなるものではないかと考えております。また、鳥の感電事故について、こちらにつきましても、電圧が77キロボルトクラスのもので発生しているというデータをこの時お示しさせていただきました。感電するメカニズム等も御紹介差し上げましたが、今回の増強工事計画では桁が一つ多い電圧275キロボルトでございまして、よ

りこの間隔が広くなるので、鳥類が感電する可能性は、ほぼないものと考えているということ、当時ご説明させていただきました。

では、次にNo. 24です。こちらの生態系のうちのシジュウカラの御説明でございました。生態系全体での御説明というところで、具体的にどこに記載しているかというところでございます。詳しくは割愛させていただきますが、表示のとおり、各生態系に関連するところのページをお示しさせていただきます。

No. 25でございます。No. 31と書かれておりますけれども、この意見整理表のNo. 24とNo. 26と同等と回答しております。

次にNo. 26であります。こちらにつきましては生態系の注目種に関してのコメントととらえております。評価の仕方に関して注意が必要であるというところのコメントをいただいたものと思っております。注目種におきましても上位のみならず典型性の観点からも、複数の種を選定して評価をしております。

では、次にNo. 28になります。同じく生態系、注目種に関してのコメントととらえております。こちらにつきましても、上位性と典型性、それぞれ複数種選定して生態系の評価をしております。かつ、哺乳類、鳥類、昆虫類からそれぞれ選定いたしまして、それぞれの生物におけるバランス等も考慮して予測・評価したものと我々は考えております。

次はNo. 29です。こちらにつきましては鉄塔です。今回は増強工事でありますので、ほとんど既設の送電線の鉄塔に隣接したところに、新しい鉄塔を建設する予定であります。一部、少し離れたところに建設する部分がございます。それに関しての環境の変化のご意見ととらえております。草地環境の増減に関してのご意見でありますけれども、一部、そういった草地が消失するところがありますけれども、送電線の保安伐採等で、伐採跡地が新たな草地環境になるというところを考えております。また、今回の工事で一時的に改変された部分も、時間経過とともに草地に環境変化していくと考えておまして、猛禽類の餌場、草地を棲み処にする動物等の影響は少ないものと考えてございます。

次、No. 30であります。こちらにつきましても同様なところかと思っております。森林を伐採することによって既存の場合も安定した植生になっているので、その辺の植物相が変わってくるという御意見でありました。こちらにつきましても草地環境の御指摘かととらえておりますけれども

も、先ほど申し上げましたとおりでございます。

最後No. 31です。既存鉄塔からの建て替え地点と新規に開発して鉄塔を建てる地点ということで、こちらの資料をご用意しております。これも数値がその場では出てこなかったもので、今回をご用意しております。

では、こちらの事業者説明資料の1番、こちらをご覧いただければ幸いです。全部で20ページございます。項目は2つございます。

まず、1つ目でございます。ご説明資料2分の1ということで1つ目が騒音の関係です。ただいま申し上げました意見No.でございますが、資料を作成した時点が3月でございます。今回の意見、先ほど申し上げました意見整理表のNo.で申し上げますと、8になります。こちらは御意見といたしましては、ヘリコプターの騒音予測に係る各条件を示すべきということで、今回用意いたしました。

8章の8.1で騒音の説明をしているところがございしますが、今回、その条件等は赤線枠でお示したところを追加したものであります。変わらないところは割愛させていただきます。各騒音予測に伴う計算におきまして、いろいろ記号等、また難しい計算式が出て参りますが、この辺りを詳しく解説する文を追加しております。冒頭は解説でございます。次に予測条件を示しています。

まず、今回の工事計画で使用するヘリコプターの機種、そのスペックをお示ししております。当該機種におけるパワーレベル、騒音源でございますけれども、こちらも数値をお示しいたしました。

次に予測検討ケースということで、ヘリコプターの飛行するパターンをお示ししております。図と表で示してございます。端的に読みますと、パターンA、B、Cとも一番遠いところ、要するに飛行時間が長くなるものを最も厳しい条件ととらえました。パターンA、B、Cとも終点は変わらないのですが、AとBは出発地点も変わりません。ただ、途中の経路が北回り、南回り、この二パターンを用意しております。パターンCにつきましては、ヘリ基地をもう一つ設けてございまして、そこから飛行しております。各パターンの条件等は、このように示してございます。それ以外の条件につきましても、計算上必要になってきますが、そのヘリポートの標高値等をお示ししております。結果につきましては、前回まで各パターンにおける騒音値をお示ししていなかったのですが、このような表形式で追加しております。他は変わりません。

次に2点目でございます。こちらにつきましては、意見整理表の最後に申し上げましたが、既存鉄塔からの建て替え地点と、新たに建てるところの数の内訳です。現在、南部町内では、既設の送電線の鉄塔が50基ございます。増強建て替え後の鉄塔は、準備書記載のとおり23基となります。この既設鉄塔と概ね同じ位置となるのが23基のうち20基、既設の鉄塔と少し離れたところに建てるのが3基となります。下に内訳を入れております。この既設というのが、全部足すと50基になりますけども、既設1号線、既設2号線と言われているのが二つのルートに分かれています。既設2回線は、この二つのルートが一緒になったものです。1号線と2号線が、一緒の鉄塔になっているところが、既設2回線でございます。合わせますと50基になろうかと思えます。増強建て替えは23基ございます。鉄塔番号143から169ですが、いろいろと検討いたしまして、改変を減らすこととしまして、4基ほど減らしました。よって、通し番号だと23基にならないのですが、4基の欠番がございます。この23基のうち下にあります鉄塔番号154、163、164の3基が、既設の鉄塔と少し離れたところに建てる予定としております。この文章を図に示しているものが次のページでございます。こちら準備書の図1.4-2を少しバージョンアップしたものでございます。既設の1号線というのは、対象事業実施区域とちょっと離れていますけど、二つのルートに分かれています。既設2号線が今回増強工事計画ルートとほぼ同じルートにあります。既設2回線と呼ばれるところが、この既設1号線と2号線が一緒になって統一ルートになった区間になっております。その内訳につきましては、ただいま御説明したものが表のとおりとなっております。経緯を申し上げますと、現在50基の設備がございますが、方法書の時は「約」がついていますけども、26基ほどになるという計画でございました。今回の準備書では23基ということで、現在の50基から半数以下に、鉄塔の数を減らす計画でございます。

参考でございますが、これは佐久間東幹線の3種類の鉄塔写真でございます。手前にありますこの鉄塔が既設1号線と同じ形をしている鉄塔でございます。ちょっと奥にありますが、こちらが既設2号線と同じ形をしている鉄塔でございます。この2回線と呼ばれているものが、今回増強建替える鉄塔と同等構造ということで、1回線鉄塔には電線が3

つございますけども、これを両側左右対称で架線しているものが2回線鉄塔です。こちらは既設2回線鉄塔とも同等の構造ということで、方法書の審議会でもこの写真で御説明させていただいていますが、同じ写真で、今回も説明させていただきました。

以上であります。

(坂本会長)

どうもありがとうございます。それでは、これから質疑応答を始めたいと思います。いつものように甲府の会議室にお集まりいただいている方から、御意見等をお聞きします。Web参加の方は、しばらくミュートでお待ちください。

では会場の委員、何かありますか。手をあげてください。では石井委員、お願いします。

(石井委員)

石井です。御説明ありがとうございます。その前にこの資料は事業者さんが作られたのですか。資料の綴じるところを考えてください。逆さまになっていますので。

途中の説明で、今回は、項目として景観はないのですが、私は景観が専門なので、No. 21のところの説明で、電線の視認性が向上したと書いてあります。ということは、よく見えるということですよ。これは人の目から見てもよく見えるということですか。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

既設の電線は、1相あたりという言い方になりますけども、1条(単導体)に対して、増強建替後は4条(4導体)になるので見え方としては、現在よりは視認性が高まる。人の目から見てもそのように見えると思います。ただ、申し上げておきますと、近くだと、少し鉄塔が高くなる、距離は当然変わってくる関係で、線は確かに1条から4条に増えているのですけれども、高さといいますか人の目からその電線までの距離という関係で見ますと、一概にくっきりとまでは言えないかなと思っております。以上です。

(石井委員)

下から見あげればそうなのでしょうけど。

作っていただいているCGは、大体横からある程度の距離を持って見ているわけなので、別にそれほどの差にはならないですよ。8.1.5にいろいろ、作ってもらっていますけど。その下から見上げたので、高さが違えば、確かに見え方は違うでしょうけど、今の説明だところこの準備書で検討していただいたものにはあまり当てはまらないのではないかと思います。そういうことに関しては、あんまりこの中に書いてなかったと思うのですが、そういうのは、検討しなかったって言うことですか。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

電線のサイズは設計から決めているところがありまして、環境ではなくて所定の電力を送電する容量から決めたものとなっております。

(石井委員)

そうすると、今までもずっと言っているのですけれど、どうしたら最小化できるのかって言う努力がこの準備書では全然見えてない、ということになる。既存のところに建て替えるのでそんなに目立たないだろうというコメントがほとんどなので、一体何の努力をしたのかわからないということだけ言っておきます。

(坂本会長)

何かコメントありますか、事業者。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

おっしゃるとおり、いろいろ私どもも考えた中で何ができるかというところで申し上げられるのは、先ほど御説明したとおり鉄塔の基数、工作物の数を減らすということで対応させていただきたいということ、で御説明させていただきました。

(坂本会長)

ありがとうございます。

それでは、湯本委員、岩田委員、大丈夫ですか。

(岩田委員)

私の方では、9番、10番、あと南部町からの2番の意見もございましたけれども、土砂流出等に対しまして、しっかり対策を施していただくという回答がありましたので、よろしく願いいたします。特に、別事業、東京電力パワーグリッドの東清水線でアセスメントやっておられまして、この福土川流域では、非常に多様性が高い水生生物群集の結果が出ておりますし、希少種も出ていますので、それを踏まえて土砂流出対策をしっかりやっていくということが、別事業ではありましたけれども、こちら同質の生息環境ですので、同じような影響が予測されますので、そのあたりについては、対応をお願いいたします。

もう一方で、生態系のところで、私もずっと混乱していたのですけれども、クマタカですとか、上位種、典型種、特殊性、そういった観点からいくつか代表種を選定して、それに対する生息環境評価をやっておられるわけなのですけれども、中身を見ていきますと、最終的にこれら代表種を支えるような生態系がどのように、保全されるのかというところがわかりにくくて、前回、例えばクマタカの環境保全措置については27番のところでしょうか。これは生態系の保全措置ではないのではないかとというような質問はさせていただきました。例えば、ヘリコプターの飛行方法について配慮するとか、それは生態系ではないだろうというふうに思っていたわけなのですけれども、見ていきますと準備書の書き方の問題かなというふうに感じました。というのは、生態系の構成要素の中から代表的な種をピックアップするわけなのですけれども、結局その評価のところは代表種に対する評価で終わってしまっていて、代表する生態系、それらを支える生態系が、結果としてどのように保全されるのかというような総合的な評価の部分がないので、シジュウカラは問題ない、コオロギは問題ない、クマタカは問題ないというような、個別種の議論で終わっているのです、結果として生態系の評価になっていないといえますか、個々の代表種の生息地としては問題ないというような評価で終わっているのです、全体像として、例えばハビタットがどのような環境で保存される、というような形で総括するような書き方がされていないので、少し私の方でも、誤解をしてしまったような部分があると感

じました。

もう一つの書き方の問題としては、クマタカのところは、おそらく動物の項目で書くべきところを、生態系の方に書きますと書いてあるので、生態系の中ではクマタカの繁殖、営巣行動に配慮するために、ヘリの飛行時期に気をつけるとか、そのような配慮、保全の記載があるのですけれども、いつの間にか、個々の生物種に対する保全措置が、生態系の保全措置へとずれてきてしまうような部分もあるのかなというふうに思いました。ですので、書き方の問題といいますか、個々の生物種の保全に対する部分はそちらに書いて、生態系全体に対する保全措置については、代表したものが保全されればいいではなくて、それらが保全される結果、どういった生態系が確保されるのかというような、総合評価的な部分が必要なのではないかという印象を受けました。細かく説明できない部分があるのですけれども、私のコメントは以上になります。

(坂本会長)

環境影響評価の項目として「動物」があったり、「植物」があったり、さらに「生態系」が別にあるのですよね。それぞれについて書くわけで、生態系についての書き方が生態系ではない、動物と植物の話になっているというコメントだと思って検討していただいてもいいですか。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

御指摘ありがとうございます。こちらにつきましては他のアセス書等も参考にして考えたいと思います。以上です。

(坂本会長)

ありがとうございます。会場側委員の意見は確認しました。では、Webの委員からですが、見えないので、御意見ある方はお声掛けいただけますか。

(箕浦委員)

箕浦です。

(坂本会長)

箕浦先生お願いします。

(箕浦委員)

御説明ありがとうございました。騒音の件で、前回、私の方から質問させていただいたことについての御説明を今回いただきましたので、その件で確認の質問などをさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、基本的な予測に関わる前提条件をお示しいただきましたことで、予測がどのように行われているかということについてよくわかるようになりました。ありがとうございました。

それです、高度の点です。飛行水平運航高度に関する計算の前提を教えてくださいたいです。水平運航高度が1,090mとなっていて、かなり高いところを飛ばれるというような前提での予測になっています。その計算の前提としましては、作業場でのホバリングの高度はもう少し低いところになりますので、ホバリングから運航の時に高度を上げることの前提は、あるいはヘリポートですが、ヘリポートからの離陸、着陸のところは、垂直に高度を上げ下げするような想定で計算になっているのでしょうか。それとも斜めに高度を上げながら飛んでいくような想定をされているのでしょうか。

(坂本会長)

事業者の方、回答お願いします。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

こちらのパターンはシミュレーションですけれども、ヘリポートから、らせん状に上空に上がっていく。端的に言いますと、直上に、一気に1,090mまで高度を上げていくというシミュレーションでやっております。以上です。

(箕浦委員)

ありがとうございます。計算上はそういう前提でということですけど、それは実態ともかなり合っているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

ここは山間部や、かなり狭隘な谷間のところもありまして、あまり広く使って上昇していく、そういったことができるような地形が周辺にないので、実態的にも合っていると、そういうような考えであります。以上です。

(箕浦委員)

ありがとうございます。そのあたり、私もよく存じ上げませんでしたので、確認させていただきました。

もう一点です。今回の予測は1日の L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)ということで、騒音が多い日の実態、予測ということになるかと思うのですが、このような飛び方をする作業日が、日数的にどのぐらいありそうかというようなことについては、今回お示しいただいた中には特になかったようなのですが、そのあたりの情報というのはどこかにございますでしょうか。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

飛行日数ということでしょうか。こちらにつきましては準備書の6章になります。準備書の通算ページで申しますと238ページ、評価項目の選定がございまして、騒音は大きく4項目ほどございまして、工事用資機材等の搬入出という項目がございまして、ここでヘリコプターが飛ぶ想定の間は示してございまして、短いので読み上げますと、ヘリコプターによる運搬、実働1日5時間程度で、最長40日程度といった記載をしております。以上です。

(箕浦委員)

どうもありがとうございます。お書きいただいていたということで、大丈夫かと思えます。騒音の影響を考えると、併せて記載があれば、より親切であったと思えます。どの程度の影響があり得るかということについて、よりわかりやすかったと思えます。

最後にもう1点ですが、前回も気になっていたのですが、前回

は申し上げなかったのですけれど、騒音の影響がほとんどないという表現が幾つかあります。これはちょっと不適切ではないかなと私は感じます。その根拠とされていますのが、航空機に係る環境基準の値に比較して、この予測値が十分低いということをもって、影響がほとんどないという表現を使われているのですけれども、基準値といいますのは、受忍限度といいますか、そこまでの騒音であれば、社会通念上許されるといいますか、そういうものとして決められているものでありまして、影響がないということを示しているわけではないと思います。特にこの地域は、実測値も今回の資料にも示されておりますが、調査結果で言いますと40デシベル程度の騒音レベルの地域に対して予測値が今、49デシベルという値が出ていまして、10デシベル程度の増加があるということですので、影響がほとんどないという表現は不適切ではないかということは、指摘をさせていただきたいと思います。以上です。

(坂本会長)

何かコメントありますか。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

まず、先生から御意見ありました先ほど私が御説明した飛行計画における頻度と申しますか、ここについては、資料に追記することで対応させていただきたいと思います。

また、評価における影響ないというところでございますが、騒音の目安として40デシベルないし50デシベルのところであると、閑静な住宅街とか、エアコンの室外機のそばとか、音は確かにあるのですけれども、見かけ静かというところで、そのような観点から表現しました。適切な表現につきましては、他のアセス書等も拝見して考えたいと思います。以上です。

(坂本会長)

この会議等で審議をいたしますけれど、あくまでも普通の一般の人が見て、意味がわかるような書き方をしてもらいたいのので、何かと比べて低いから大丈夫とか、いろいろ書き方はあると思うので、一般の人が読んでわかるような書き方を考えていただければありがたいと思います。

(坂本会長)

高木先生、お願いします。

(高木委員)

今、箕浦先生から御指摘いただいた騒音についての追加の質問をさせていただきます。ヘリコプターの話は久しぶりに話を聞いて、そうだったって感じで読んでいたのですが、この L_{den} という値ですけれども、基本的に1日の長い時間帯のエネルギー的な等価騒音レベルを調べるという形だと思います。

成田とか羽田のように、もう5分、10分おきに飛行機が飛んでいるようなところの場合は、まさにこのあたりで評価ができる適切な評価になるというのはわかっているのですが、今回のパターンだと、1回フライトに出ると12分ぐらいのフライトで帰ってくる、ということでもよろしいですね。その12分のフライトが1日に最大で何回ぐらい飛ぶのか、ということ、まず最初に質問させてください。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

今の御質問でございますが、事業者説明資料1の通算ページ20分の14、右下にございますが、表の8.1.1-2に、各パターンの運航計画というのを御覧いただけますでしょうか。中ほどに、1日当たりの運搬回数ということで、パターンA、Bは26往復、Cは37往復。このようなことでお示させていただいています。以上です。

(高木委員)

というということは、1日に26回飛んでくると。1日に26回で全体でいうと12分だけど、予測地点に関して言えば、一番近くを通過する時間は多分1分とか2分ぐらいでしょうから、その1分とか2分が1日に26回騒音暴露されて、それを等価騒音レベルで足し算というか足し算平均みたいなことをして行って、最終的に47デシベルとか49デシベルになるという理解でよろしいでしょうか。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

ただいま先生がおっしゃられたとおりでございまして、全区間を幾つかに分割して、予測地点に最接近する部分のところを抜き出して、その部分を積み上げて行っております。以上です。

(高木委員)

わかりました。そうすると、1日の視点でいうと、もちろん昼間だけで26回ぐらい。全部で1分だから、1日が26回、26分ぐらい騒音暴露されて、その時の影響を評価したものとして49デシベルというような値になるということなので、多分、一番最接近しているピークของときはかなり大きな音が来ていないと49にはならないだろうと思います。それが事業者説明資料1の20分の15に書いてある57デシベル、62デシベルを超えると書いてあるのが、その意味なのかなと思います。多分、実感値としては、もし、予測地点のところにいらっしゃる方がいれば、ヘリコプターが飛んできてうるさいというのが1日に26回ぐらい体験するということだと理解しています。そうだとすると、やはり、影響はほとんどないというのは適切ではない言い方かなと。かなりうるさいと思いつながら許容できるというぐらいのことだろうと思いますので。もし、ホバリングをするようなところの近くだったら、それこそ話も何もできないような相当な騒音にさらされているはずで、その辺りには住居等はないから大丈夫だというのはいいのですが、畑やそういったことの影響もないと思ってよろしいのでしょうか。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

私どもの既設の送電線がございまして、送電線沿いに人がお住まいにならなくても、例示されたような農耕とか、そういったものが実施されているか否かにつきましては、既設送電線の保守業務を通じて、そういった活動がされているかどうかを把握してございまして、周辺ではされてないということは確認済みでございまして。以上です。

(高木委員)

わかりました。そうであるならば、事業者説明資料1の20分の15のところでは先ほどの箕浦先生の御指摘があったように影響はほとんどないという書き方はちょっといかがなものかと思つたので、そこだけ

修正していただければ、あとは予測計算の方法そのものは、このようなものだろうなというところで納得をさせていただきました。ありがとうございます。

(坂本会長)

ありがとうございました。他にはいかがですか。

(坂本会長)

お願いします。

(田中委員)

前回、結構いろいろなことを申し上げたような気がするのですが、時間もないので、またそれを繰り返すことはやめますが、動植物、生態系、景観などにも関わることですが、この環境アセスメントは一体何のためにやっているのかということをもう1回確認したいと思うのですが、環境アセスメントにおいて問題というのは、予測されるいろいろな環境影響、マイナスの影響、これが問題なわけですが、それに対して、開発事業者側が、何とか取り除くだとか軽減するだとか、いろいろな環境保全対策を導く、それが環境アセスメントです。

ですから、環境アセスメントにおいて、環境影響が問題だとすると、環境保全対策、環境保全措置というのは、結論部分なのです。その結論部分がどこに書いてあるのかというのがこの前の一連の質問でしたけれども、やはりそのあといろいろ拝見したのですが、正直ほとんど書いてありません。残念ながら、これだけの大掛かりな環境調査をやっていて、環境アセスメントの一番重要な部分が書いてないとなると、この環境アセスメントは一体何のためにやっているのだろうという気がします。もちろん、これは、御専門の方々がやっていると思いますので、その辺はちゃんとわかった上でやられていると思うのですが、例えば、先ほども出てきましたけれども、生態系の部分で、コオロギを例にとって、そこをよく見てきます。通算のページで言いますと、633ページです。633ページにエンマコオロギを典型種の代表選手として、この生態系を評価しましょうと言っています。そして、645ページにその結果が書いてあるのだけれども、これも先ほど先生がおっしゃられたように、

エンマコオロギがどうなのか、ということに終始していて、その生態系自体がどうなったというところが、全く言及されていない。環境アセスメントの中でいうとスクリーニングの仕組みの問題ですが、問題を具体的に抽出して、一般化するというプロセスが、何かおかしくなっているような気がします。だから、ほぼ全部に対してこういうような論調になっています。環境保全対策のところを拝見しますと、「こういうことに注意をするので環境影響はありません」で、終わっている。日本の環境アセスメントは、環境に著しい影響を与える事業しか、環境アセスメント対象になっていない。極めて限られた事業しか対象になっていないので、アセスの対象になるというのは、最初から著しいいろいろな影響があるということがわかっているのです。ですから、影響が有り無しを答えるのではなくて、どうしても出てくる悪影響に対して、完璧になくすことは事業があるわけで、できないわけですが、どうやって少しでもいいことをやるのかということを示す。その示し方も我々審査員とかではなくて、一般市民に示すわけです。それをどこで示すかということ、この準備書とかそういうところで示すわけです。ですから、準備書にちゃんと明確にこういう影響があるからそれに対してはこういうことをちゃんと考えていますと書く。

それをやったからってどうなるかわからない、しょうがないと言ったり、こういうふうにするので影響はありませんと断定するのは、環境アセスメントの作り方としておかしいと思います。全部がそういう論調になっているので、これは一つ一つ言っていたらきりがないので、最初にお話したとおり、何のために環境アセスメントをやるのか、必要な開発事業に対してできるだけいろいろな環境影響をあらかじめ予測して、それに対してできるだけいろいろな配慮をしていくということが目的だとしたら、その配慮のところほとんど何も書いてない。章立てにすらなっていない。そういう報告書も、評価書もありますけれども、それはあんまりいい例ではないと思いますので、ちゃんと環境保全措置を明確にした方がいいと思います。以上でございます。

(坂本会長)

コメントはありますか。アセスするぐらいなので、必ず環境影響があるわけだから、影響ありませんという書き方ではなくて、こういう影響

があるのだけれど、こういう措置をして、このぐらいの許容できる範囲でやりますから御理解くださいみたいな話が日本の環境影響評価だと思いますので、御質問はそういう発想で書かれている気がしないということだと思っております。それが何のためにということだと思っておりますね。だから、その辺を少し注意して、事業者の方も、それは何のためにかということを考えて、一般の人たちに納得してもらうためなので、それが表に現れるような表現をとるのが、とるように努力するのがいいのではないかと思いますので、御検討ください。他の案件でもおかしなものはありませんけど、自分の案件については、皆さんに納得してもらえたいことを目指して、しっかりする。それが皆さんにとっての何のためだということだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

工藤先生どうですか。

(工藤委員)

20番で、クマタカに対する送電線や鉄塔に対してのバードストライクリスクは評価しなくて良いのかという質問をさせていただきました。それで、「基本的には渡り鳥は～」というような回答をいただきました。それで、21番で佐藤先生は、「送電線などの自然界にない構造物を作るとは、鳥類にとって脅威である」、「一定数はどんなものでも衝突する」というコメントに対して、審議会後ということで、方法書の時の説明内容を記載いただいておりますけれども、ここで「移動性の猛禽類では～」というような説明をお書きいただきました。ただ、クマタカは、渡り鳥ではないですね。渡り鳥だというような回答をいただいているのですけれども、留鳥であるクマタカに対して、クマタカの生態、あるいはクマタカ自身のことをどうとらえておられるのかというのは、大変心配になりました。

(坂本会長)

その点について事業者の方から、表現の問題かもしれないし、どういう意図の書き方なのか教えてください。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

御指摘のとおり、クマタカは移動性の猛禽類とは捉えてはおりません。

ここで少し引用させていただいたのは、方法書の時にも同様な御質問いただいたととらえまして、それを引用したものであります。以上です。

(工藤委員)

渡り鳥と留鳥は全然行動が違うと思えますけれども、そのあたりの御認識はどうなっているのでしょうか。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

それぞれの鳥類の特性と申しますか、行動につきましては、異なるものと認識して予測評価をしております。以上です。

(坂本会長)

考慮をしているということがわかるような書き方にしておいてください。書いてもらわないと、何もかも一緒くたにやっているみたいな印象を受けられるかもしれません。工藤委員、他にはいかがですか。

(工藤先生)

このあたりのリスクについては、佐藤先生も大変懸念を示されておりますので、ハードストライク以外につきましても、もう少し配慮ある保護措置を御検討いただければと思います。

(坂本会長)

お願いのようなことになるのかもしれませんが、他でやっているとか、同じようなことだけやっておけばいいみたいな話ではなくて、いろいろなこと、皆さんの頭で考えたことをちゃんとやっていただければいいかと思います。というのは、ここにいる委員会の皆様は、「私だったらこう考える」というのがあっての意見だと思っておりますので、もう少し工夫や、考えることはないかということを検討いただければと思います。

はい。では、次に後藤委員は何かありますか。

(後藤委員)

特にありません。

(坂本会長)

あと、佐藤委員、何かございますか。

(佐藤委員)

非公開のところでも、クマタカについてお話できるのですよね。

(坂本会長)

はい。

(佐藤委員)

そうでしたら、次にまとめてお話ししたいと思います。

(坂本会長)

ありがとうございました。というわけで、公開部分について、皆さんに御意見、御質問をいただきました。この部については意見も出尽くしたと判断させていただきます。

(坂本会長)

引き続き、非公開の部分、希少動植物に関する審議に移りたいと思います。冒頭にお話ししましたように非公開ですので、報道関係者及び傍聴人の方は、申し訳ありませんけど一旦退出いただいて、用意した場所でお待ちいただくということになりますので、よろしく願いいたします。終わりましたら、皆さんにお声掛けをする予定でございます。

〈報道関係者及び傍聴人退室〉

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

〈報道関係者及び傍聴人入室〉

(坂本会長)

よろしいでしょうか。お待ちいただいた方、申し訳ありませんでした。

非公開の部分では動物、鳥とかの話をさせていただきました。公開部分、非公開部分のそれぞれについて、終わりましたので、それでは委員の皆さん、全体を通しての御意見ありますか。

では、事業者の方に対する御質問等は、ここで終わりということにさせていただきます。この後、知事意見の素案の検討に入りたいと思います。事業者の皆様はここで終わりです。ですので、退出させていただいても結構ですけれど、多分いろいろ参考になるとと思いますので、一般の傍聴人ということでお聞きいただければありがたいと思います。一般の人ですから、発言の機会は特にはございません。それでは、事務局の方から知事意見素案についての御説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

それでは事務局から、知事意見の素案について説明をさせていただきます。資料3、知事意見素案をご覧ください。

この素案はこれまでの技術審議会の議論、関係する南部町の意見を踏まえて作成いたしました。なお、準備書に対する住民等の意見はございませんでした。

意見は9個あります。資料の見方ですが、左側に知事意見の素案、右側に委員等の主な意見を記載してあります。それでは順番に説明をさせていただきます。

まずNo.1、全般的事項の知事意見は、事業実施区域内や区域近くに住宅等が存在するため、周辺住民に対し、工事によって大きな音や振動の発生する期間や時間帯を事前に周知するとともに、苦情相談窓口を設置するなど、丁寧な対応を行うこと、です。こちらは時間帯や風向によっては騒音に感じる住民もいると思われるといった南部町からの意見を踏まえて作成いたしました。

次に、No.2の知事意見は、河川への土砂流出、消失する植生、既設鉄塔の建て替えに係る環境への負荷量について十分な根拠を示さないまま、工事の影響は少ないなどとして環境影響評価を実施していないが、理論に基づく計算、事例の引用等定量的に把握する手法を用いて影響を予測し、保全措置を検討すること、です。こちらは、影響が少ないことを理由に環境影響評価が行われていない部分がありますが、影響の評価及び保全措置の実施を求める審議会の意見を踏まえて作成いたしました。

た。

次に、No.3、水質汚濁・水象の知事意見は、方法書に対する知事意見において、土砂流出が河川の濁りにおよぼす影響について環境影響評価の実施を求めたところ、土砂流出が懸念される索道線下や急斜面での工事について、具体的な根拠を示さないまま、影響が少なく一般的な保全対策で問題ないため環境影響評価を行わないこととしているが、工事による濁りへの影響の程度、及び環境保全対策の効果について、根拠を示して説明し、必要により追加の環境保全措置を検討すること、です。こちらは、土砂流出について、一般的な保全対策で十分か確認を求める審議会の意見や、適切な土砂流出対策を求める南部町の意見を踏まえて作成しました。

次に、No.4、植物の知事意見は、土地改変箇所には、移植の成功率の低い種が存在するので、その移植にあたっては、移植個体毎に現状の生育環境調査をした上で、移植先を選定するとともに、移植後の管理方法や生育確認方法を検討し、その検討結果を評価書に記載すること、です。こちらは希少種の移植について、特別な配慮と、その方法について具体的な記載を求める審議会の意見を踏まえて作成いたしました。

次に、No.5、動物の知事意見は、クマタカの調査で個体識別を行っていないため、事業による影響を把握できていない個体があることから、個体識別を行った上で影響の程度を把握し、その評価結果を踏まえ、必要な環境保全措置を検討すること、です。こちらは「調査においてクマタカの個体識別が行われていないが、個体識別を行った上での環境影響評価」を求める審議会の意見を踏まえて作成しました。

次にNo.6、知事意見は、次の点に留意して環境保全措置を見直し、評価書に記載すること。①コンディショニング（工事への馴化）の具体的な計画を示すこと、②工事中の大きな音等が生じた場合に、クマタカの様子を逐次確認し、その状況を工事に反映できる体制を整えること、③クマタカの行き来への影響に配慮し、鉄塔の工事を一斉に行うはしないようにすること、です。こちらは審議会におけるコンディショニングの計画について記載を求める意見やコンディショニングの効果の確認を求める意見、また、クマタカの生態に配慮した工事を求める意見を踏まえて作成しました。

次にNo.7、生態系の知事意見は、植生の消失により影響をうける動物

がいるが、その生態系に及ぼす影響が評価されておらず、保全措置も記載されていないため、環境影響評価を実施し、評価書に記載すること、です。こちらは植生の消失や変化に対するさらなる環境影響評価を求める審議会の意見を踏まえ作成しました。

次に、No.8の知事意見は、生態系の環境影響評価について、注目種に対する影響と環境保全措置の検討がなされているが、それに加えて、注目種を支えている生態系全体についても、影響と環境保全措置を検討し、評価書に記載すること、です。こちらは、注目種を選定した環境影響評価の場合、影響の矮小化を危惧されるといった意見や、注目種の保全だけでは保全できない生態系がある、といった審議会の意見を踏まえて作成しました。

次にNo.9の知事意見は、方法書に対する知事意見において、既設鉄塔の撤去工事に伴う環境影響評価の実施を求めたが、実施されていない。撤去、建替であっても、既に当該地に形成されている生態系に影響を及ぼすものであるから、環境影響評価を実施すること。なお、その際、形成されている生態系が異なる鉄塔の新設とは別に実施すること、です。こちらは、既設鉄塔の撤去が及ぼす環境への影響評価を求める審議会の意見を踏まえて作成しました。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(坂本会長)

ありがとうございました。この知事意見素案の検討では、項目の追加とか、それから表現の修正とかを含めて、皆さんの忌憚のないご意見を伺いたいと思います。

それではまた、こちら側の、甲府会場側の委員の方いかがですか。では、まず石井先生、お願いします。

(石井委員)

石井です。2番の全般的事項のところに、景観も入っているとちゃんとわかるようにしていただきたいのと、事業者さんに一応言っておきたいのですが、本数を減らすことで対応しているという御説明だったのですが、もともとそれほど景観的に影響がないものが減っていてもあまり意味がないわけなので、どれがどれぐらいもともと影響があっ

て、そのうちこれとこれがこういうふうになったのでということ、きちんと説明できるようにしていただきたい。その2番に関連して、県の方には、2番のところきちんと景観も入っているということを入れていただきたいというのと、事業者さんには、今御説明したような内容がちゃんと示されるようにしてください。

(坂本会長)

例えばどういう表現で。

(石井委員)

既存のどのタワーが、どのくらい、今、影響があって、その中のどれを減らしたから、どういうふうに影響が減っているとか、そういう説明がしっかりとできるのかどうかという話です。

(事務局 樋川課長補佐)

はい。御意見としていただきまして、2番に追加するかもしくは別出しするかなどは、今この場では御回答できませんが、検討させていただきます。

(石井委員)

はい。わかりました。

(坂本会長)

次は、湯本先生。お願いします。

(湯本委員)

希少種に関してですが、ここの土地の場合、極めて珍しい事例だと思います。希少両生類というのは、この植物だとか鳥のように表面的に見えない。その保全措置を書くわけですから、もう一つ意見を作れば分かりやすいと思います。性格上、植物にしても鳥にしても違う部分を持っているように思いますので、希少種の保護の方法について、入れる必要があると思います。

(坂本会長)

どうでしょうか。

例えば、動物のところに「両生類」と書く。それはその方がやはりやりやすいです、事務局としては。そして、今の言葉も含んだような表現。特殊で、大事になっていることがわかるような表現を、湯本委員にも相談しながら書いて、項目として10番目かどこかに付け加えるということではよろしいですか。

それでは岩田先生。お願いします。

(岩田委員)

山梨大学の岩田です。内容自体は、私は特に大きくはないのですが、3番が、ちょっと文章が長いので、できれば2文くらいで区切っていただいた方がわかりやすいのではないかと思います。どう区切ればいいのかすぐには申し上げられないのですが、例えば、環境影響評価を行わないこととしているあたりで区切るのか、文書が長くて読みにくいかなというふうに思いました。

もう一つは、8番ですけれども、これも内容自体については異論はございませんが、2行目の「注目種に対する影響と環境保全措置の検討」のところは「注目種に対する影響"評価"」でしょうか。「評価」という言葉を「影響」の後に入れていただいた方が文章としては正しいように思います。下から2行目の「影響と環境保全措置を検討して」のところも、「影響を検討し」というのもおかしいので「影響"評価"」ではないかと思います。それは最後、評価書に記載するというところでよろしいのですよね。次は評価書になってくるということですね。

はい、承知いたしました。私は以上です。

(坂本会長)

主には国語の表現と思いますので、内部で御検討ください。それでは、こっち側の委員、いいですね。次にWebの委員の皆さんに確認していきたいと思います。まず、工藤先生いかがですか。

(工藤委員)

具体的にどこをどうした方がよいという意見はないのですけれども、

2番の全般的事項に書かれておりますように、非常に多くのというか複数の指摘で、根拠なく、影響が少ないとして評価を実施していない部分がありますので、ここは非常に重くとらえていただきたいと思いました。以上です。

(坂本会長)

何か具体的な表現の提案があったら言っていただけますか。

(工藤委員)

そうですね。根拠というか、ちゃんと科学的な影響評価をするということですね。論理的かつ科学的に、根拠を示して評価を実施して欲しいということです。

(坂本会長)

これもちょっと文章が長い。

(工藤委員)

そうですね。全般に長い。先ほど岩田先生もおっしゃっていたように、3番はかなり長いと思いましたので、簡潔明快な文章にさせていただけるといいと思います。

(坂本会長)

事務局の私は国語が得意だという人がいたら、しっかり見てもらってください。

次に後藤委員、何かありますでしょうか。特になければ、特にないでも結構です。

(後藤委員)

特にありません。

(田中委員)

田中の方からいいですか。今のお話、例えば2番のところは、植生の消失とか土壌流失以外に地形の変化という言葉も明確に入れておいた

方がいような気がします。

それから、動物のところで、先ほどサンショウウオの話が出ましたけれども、そのあたりも、やはり項目を増やすなりして明確に示した方がいいと思います。本当は植物、動物、両生類も含めて生態系との関係性というのは、同じ問題なのですね。ただ、要するに種を守るというよりも、そういうものがある生態系を守るということなのです。ハビタットと言ってもいいですけども、例えば、サンショウウオの場合は、水系とそこに隣接する林、そういったものがパッケージで選出されるということが重要で、エコトーンといいますか、そういったところが本来は明確にこういうところに書かれるべきだと思っています。

つまり、種を守るというよりもその種がどういう生態系を必要としていて、その代表選手として、調査の対象になっているという、そういう順番がちゃんとあるわけですが、環境アセスメントには、それでなければ、この辺にいる数千の動植物を全部調査するということになるわけですが、その中で代表選手を選んでいるというのは、そういう意味合いがあるのだと。トウキョウサンショウウオのようなまさに両生類ですけど、両生類のことも明確に書いておくべきだと思います。生態系の7番か8番でしょうかね。8番目のところで、注目種というふうな書き方があってこれが本当にいつも悩ましくて、結局、希少種とか絶滅危惧種という、貴重種とも言ったりもしますが、そういったものだけを守ればいいのか。そうじゃなくて普通種でも重要じゃないかみたいな議論もあって、上位・典型・特殊の中で、注目種という変な言い方を日本は発明してやっているわけですけども、その一方で、まさに希少種だとか絶滅危惧種だって明確にわかっているものが、この生態系の中で議論されないままに終わって、先ほどのコオロギが議論される。コオロギに調査の時間とお金をかけるぐらいであればもっと他のものにはかけなきゃいけないというのは、もう誰だってわかる話なのですけども、そういったことが起きてしまう問題を、日本の、この生態系分野は含んでいるわけです。というのは、もともと閣議決定のときに、動物・植物しかなかったから。それで後から、環境影響評価法ができたときに、それではおかしいと生態系をつけたので、こういう並列的な並びになってしまったというわけです。本来は生態系の中に、フロラやファウナも入っているというのが正しいと思うのです。

そこで、8番の注目種という言い方なのですが、そうするとまたここでコオロギを支えている生態系についてちゃんと書きなさいみたいな話になってしまうわけですが、そういうことではないのだと思うのです。やはり希少種とか絶滅危惧種ともうわかっているものがあれば、それを最大限優先すべきなのです。「その生息環境を守りなさい」、「生育環境を守るためにはどうしたらいい」というふうに、何か知事意見を工夫できないか。注目種という言葉を使ってしまうと、知事意見を出しても反映されないで同じことを繰り返すということになってしまうのではないかなというのを気にします。それぐらいです。

(坂本会長)

注目種という書き方じゃなくてももっとちゃんと書いた方がいいのかな。審議会の意見の右側の方には、注目種を選定してというような書き方があって、いろいろ書いているので、何々によって注目種を選定して何かすることということを全体にしておいて、後段は保全の話にするとか。

(田中委員)

4番の植物では、希少種とあえて書いてあるのです。だから、その希少種と言っただけではいけないというわけではなくて、そういう表現を使っている中で、その使い分け、注目種と言ったり希少種と言ったりと使い分けると重要ではないものも、あえて紙面を使って、議論しなければいけない。その一方で先ほどのサンショウウオみたいなものが、ちゃんと定量的な評価が行われてないということが起きてしまうので、そうならないような知事意見にしていただけたらと思います。

(坂本会長)

今すぐには思いつかない。植物とか猛禽類とか両生類という項目があった上で、生態系があるので、先ほどの注目種みたいなのは違う。8番で言葉が出てきているので、ここでは、そのそこに出てくるようなものではなく、全体として、それ以外のことを、何か配慮して考えてということなのかな。

これを考えた時、事務局はどう考えましたか。生態系の右側の審議会

の意見を左にもってこようと考えましたか。個々の動植物の注目種については、検討されているが、それに加えて、その注目種を支えている何ななどの生態系全体について検討しなさいみたいなことにすればいいかな。「個々の注目種が4、5、6に書いてあります。それはいいのだけれど、それに加えて」みたいな書き方にするのか。そういう意図で書いているみたいに思いますけどね、この8番では。この文章の後半の部分、「それに加えて」云々かんぬんのところが、ポイントだと思うので、そこを少し膨らまして具体的に書ければ、8番として項目を立てる意味が出てくるのかな。今直感的な話で申し訳ないですけど、もう少し何か考えてみてください。

では工藤委員、後藤委員、佐藤委員、何かございますでしょうか。

(佐藤委員)

大丈夫です。考えましたけど、これでいいかと思えます。

(坂本会長)

わかりました。では次、高木委員はどうですか。

(高木委員)

1番ですけれども、知事意見の文章を読むとこれで完璧は完璧なのですけれども、南部町の方も気にされているし、私たちもすごく気にしていることとして、大変静かな環境のところで、重機やヘリコプターの稼働があるからいろいろな問題が起きるのではないのかのということを記入していると思っています。なので、この文章の前のところに、例えば、「本工事は静穏な場所において、重機やヘリコプター等の稼働を予定している」みたいな文章を入れていただくと、その後ろの文章で「音や振動の発生する期間や時間帯を事前に」ということの意味が、特に重機やヘリコプター等に気を付けてやってくれるのだねということが、地域住民の方にとってもより理解できるのではないのかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

(坂本会長)

そうですね。アセスメントもそうですし、知事意見もそうなのですけ

ど、この場所でこういうことをやるから、ということに対する知事意見なので、それがわかると良い。この原案だと何か、どこへ持っていったもこんな表現になる。というような原案だと思うので、そこを少し工夫していただいて、南部町の考え方も反映した感じになるような、今、高木先生がおっしゃったような表現でいいと思うのですが、それで御検討ください。次は箕浦先生、いかがですか。

(箕浦委員)

今の高木先生のご意見と関連するのですが、今、修正の案を考えましたので、チャットで一旦お送りします。

まず一つは「丁寧に対応しなさい」ということが、この環境影響評価の知事意見として少しずれもあるのかなという気が何となくしました。「どういう環境影響評価をしなさい」という意見ではなくて、この工事において周辺住民への対応を丁寧にしてくださいということなので。あと、今、高木先生がおっしゃったような話、並びに高木先生が先ほどの事業者さんとの質疑の中で、実際にはかなり高い騒音が、1日の中で何回か起こるといような現象だということなのだけれども、その内容がわかりづらいといような御意見があった辺りを踏まえて、修正案としましては、「周辺住民への直接的影響が想定される項目についてはより理解しやすい評価結果の表現に努めるとともに」、といような話を先に述べて、その上で、「住民に対する事前の周知や相談窓口の設置など丁寧な対応を行うこと」といような言い方で、丁寧な対応の位置付けを少し下げまして、追加的な表現にしまして、「その前に、その評価結果の表現をよりわかりやすくしなさい」という記載にすると、準備書にかかる知事意見としてもよりふさわしいものになるのかなという印象を持ちました。いかがでしょうか。

(坂本会長)

事務局に参考にしてもらおうということにさせていただきます。

皆さんの意見聞きましたでしょうか。

何か追加はありますか。甲府側は大丈夫ですね。Web側で何か追加ありますか。

それでは、知事意見素案についてのご意見等が出尽くしたということ

にさせていただきます。冒頭に事務局からの紹介がありましたように、この委員会として準備書の検討は今日で終わります。この後は、今日、検討した知事意見素案について、事務局でさらに練っていただいて、庁内会議等にかけて知事の名前で出していくということになります。と申しましても今日欠席の委員もいらっしゃいますので、事務局の方ではその方々の意見も吸い上げてもらうということになります。

では、今日御参加の委員については、修正はありますけれど、大枠として御了解いただいたということにさせていただきます。

委員会としてはこれが最後となります。そして他の欠席委員の意見も出てくると思いますので、また、会議を開くことはございませんので、通例ですが、今後については、会長の私にご一任願えますでしょうか。

では、一任いただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。

本件については以上です。司会にバトンを渡します。

(司会 佐藤総括課長補佐)

ありがとうございました。それでは以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。委員の先生方におかれましては、御審議いただきましてまことにありがとうございました。また坂本会長様におかれましては、議事の円滑な進行、まことにありがとうございました。

次に、次第の「3 その他」ですが、事務局の方から特にございませんが、委員の先生方から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。長時間にわたる御審議誠にありがとうございました。